

「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」の一部改正

平成 22 年 3 月 18 日

(下線部分変更)

新	旧																				
<p>議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項</p> <p>投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」という。）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）は、正会員の業務運営等に関する規則第 2 条第 2 項の定めに従い、議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>1. 作成上の留意事項 (1) ~ (4) (略)</p> <p>2. その他留意事項 (1) 開示について ① 投資信託委託会社は、議決権行使の考え方として前記(1)~(3)について具体的に開示する。 ② <u>投資信託委託会社は、国内株式の議決権行使の結果について、開示する項目その他の必要事項をあらかじめ社内規定に定め、原則として 5 月及び 6 月に開催された株主総会における議決権行使の結果を取り纏め、8 月末を目途に開示する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>[議決権の指図行使結果の開示項目例]</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">議案項目案</th> <th style="text-align: center;">集計項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 会社提案</td> <td>① 議案数</td> </tr> <tr> <td>① 剰余金処分</td> <td>② 賛成の数</td> </tr> <tr> <td>② 取締役選任</td> <td>③ 反対の数</td> </tr> <tr> <td>③ 監査役選任</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 定款一部変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 退職慰労金支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 役員報酬額改定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 新株予約権発行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 会計監査人選任</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	議案項目案	集計項目	1. 会社提案	① 議案数	① 剰余金処分	② 賛成の数	② 取締役選任	③ 反対の数	③ 監査役選任		④ 定款一部変更		⑤ 退職慰労金支給		⑥ 役員報酬額改定		⑦ 新株予約権発行		⑧ 会計監査人選任		<p>議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項</p> <p>投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、以下「投信法」という。）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）は、正会員の業務運営等に関する規則第 2 条第 2 項の定めに従い、議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>1. 作成上の留意事項 (1) ~ (4) (同 左)</p> <p>2. その他留意事項 (1) 開示について 投資信託委託会社は、議決権行使の考え方として前記(1)~(3)について具体的に開示する。 (新 設)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(新 設)</p>
議案項目案	集計項目																				
1. 会社提案	① 議案数																				
① 剰余金処分	② 賛成の数																				
② 取締役選任	③ 反対の数																				
③ 監査役選任																					
④ 定款一部変更																					
⑤ 退職慰労金支給																					
⑥ 役員報酬額改定																					
⑦ 新株予約権発行																					
⑧ 会計監査人選任																					

新		旧
⑨ 再構築関連 ⑩ その他の会社提案 2. 株主提案		
附 則 この改正は、平成 22 年 5 月 1 日から実施する。		